

介護保険料の改定について

1 介護保険料算定の流れ



2 介護保険給付費等の見込み

(1) 被保険者数及び要介護認定者数

(単位：人)

項目	第8期		第9期計画期間				
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
第1号被保険者数 (65歳以上)	256,734	257,664	0.4%	258,372	0.3%	259,039	0.3%
うち後期高齢者数 (75歳以上)	146,962	152,753	3.9%	156,651	2.6%	159,075	1.5%
要支援・要介護認定者数	48,387	49,629	2.6%	51,024	2.8%	52,527	2.9%

- (注) 1 令和5年度は9月末時点での実績値、令和6年度以降は推計値
 2 認定者数は第1号被保険者のみ
 3 パーセントは前年度からの伸び率

(2) 保険給付費及び地域支援事業費

令和6年度から令和8年度の保険給付費等の総計は、約2,593億円

(単位：百万円)

項目	第8期		第9期計画期間		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
保険給付費	74,328	79,066	82,665	86,052	
居宅サービス	51,765	55,056	57,602	60,343	
介護サービス	50,344	53,630	56,152	58,870	
介護予防サービス	1,421	1,426	1,450	1,473	
施設サービス	19,084	20,300	21,148	21,573	
その他	3,479	3,710	3,915	4,136	
地域支援事業費	3,280	3,613	3,842	4,075	
合計	77,608	82,679	86,507	90,127	
約 2, 5 9 3 億円					

- (注) 1 令和5年度は10月末決算見込額、令和6年度以降は推計値
 2 「保険給付費」の「その他」は、特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料の合算
 3 「地域支援事業費」は、介護予防事業、あんしんケアセンター運営、介護給付適正化事業などの経費の合算

3 第9期介護保険料について

基準月額 6,300円 (前期比+900円 改定率16.7%)

【改定のポイント】

引き続き低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料となるよう料率の見直し等を行った。

① 低所得者層（第1－3段階）は保険料率を引き下げる。

(例) 第1段階 料率 0.3 → 0.285 (▲0.015)

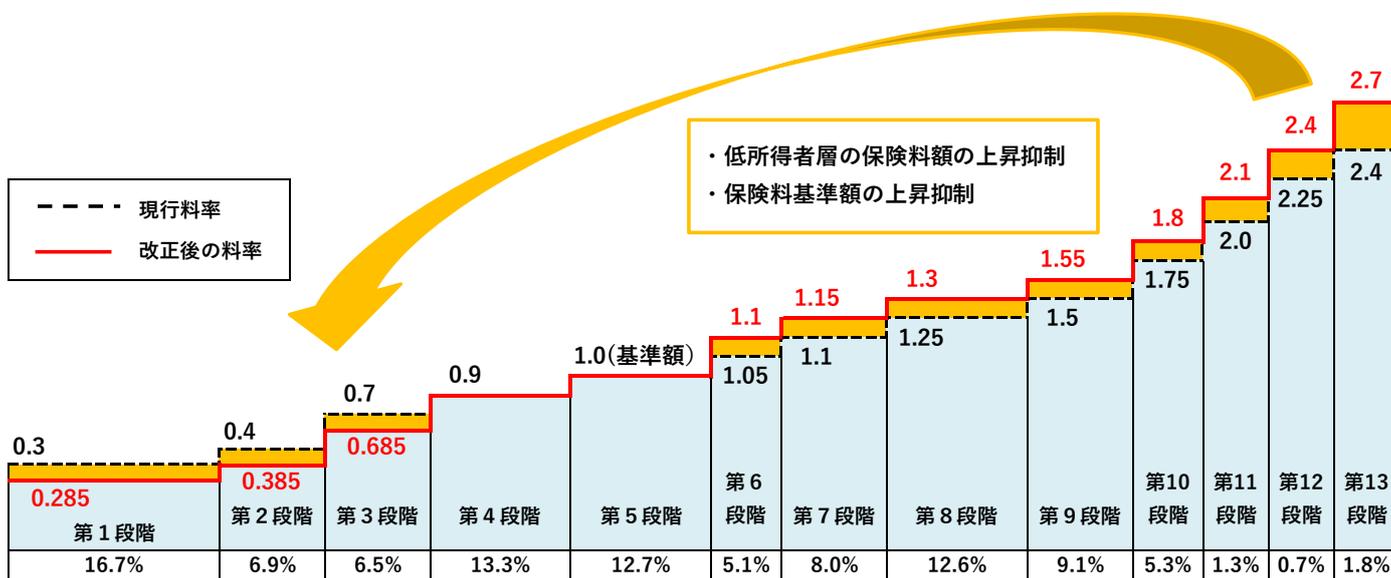
② 市民税課税層（第6－13段階）は、累進的に保険料率を引き上げる。

(例) 第6段階 料率 1.05 → 1.1 (+0.05)

第13段階 料率 2.4 → 2.7 (+0.3)

③ 保険料の上昇を最大限抑制するため、千葉市介護給付準備基金の令和5年度末残高見込（約16億円）を全額活用する。

【改定のイメージ図】



※下段のパーセントは、各段階に占める第1号被保険者の割合（令和4年度末）

4 保険料段階別の保険料率と保険料

第8期計画(令和5(2023)年度)			第9期計画(令和6(2024)～8(2026)年度)				改定額 (月額)
段階	保険料率	保険料 (月額)	段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	
第1段階	×0.3 ↑ (×0.5)	1,620円 ↑ (2,700円)	第1段階	高齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	×0.285 ↑ (×0.455)	1,796円 ↑ (2,867円)	176円
				世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等			
第2段階	×0.4 ↑ (×0.65)	2,160円 ↑ (3,510円)	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.385 ↑ (×0.585)	2,426円 ↑ (3,686円)	266円
第3段階	×0.7 ↑ (×0.75)	3,780円 ↑ (4,050円)	第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方、転入等により世帯状況等が把握できない方等	×0.685 ↑ (×0.69)	4,316円 ↑ (4,347円)	536円
第4段階	×0.9	4,860円	第4段階	本人が市民税非課税で公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	5,670円	810円
第5段階 (基準)	×1.0	5,400円	第5段階 (基準)	本人が市民税非課税で第4段階以外の方	×1.0	6,300円	900円
第6段階	×1.05	5,670円	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.1	6,930円	1,260円
第7段階	×1.1	5,940円	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.15	7,245円	1,305円
第8段階	×1.25	6,750円	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.3	8,190円	1,440円
第9段階	×1.5	8,100円	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.55	9,765円	1,665円
第10段階	×1.75	9,450円	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.8	11,340円	1,890円
第11段階	×2.0	10,800円	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.1	13,230円	2,430円
第12段階	×2.25	12,150円	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方	×2.4	15,120円	2,970円
第13段階	×2.4	12,960円	第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.7	17,010円	4,050円

注:()内は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減前の保険料率、保険料額